

令和8年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

49

学 校 名	福岡県立福岡講倫館高等学校
課程又は教育部門	全日制

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」

(1) 福岡県立福岡講倫館高等学校の教育目標

自立した人間として、これからの時代をたくましく切り拓き、社会に貢献できる人材を育成する。

このスクール・ミッションを達成するために、生徒の人権意識を高め、お互いを尊重し、人権が保障される学校づくりを行う必要がある。相手の立場を理解し合うことのできる、思いやりのある学校文化の醸成を目指す。その障害となるいじめを防止するために規範意識やコミュニケーション力の向上、道徳的実践力の育成を図る。

(2) いじめ防止のための基本的考え方

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことが第一である。生徒が周囲との信頼関係を築き、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、ストレスに適切に対処できる能力、自己有用感や自己肯定感を育む教育活動を展開し、自己指導能力を身に付けさせ、いじめに向かわない態度や能力を育成する。

第二に、些細な兆候でも、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する必要がある。そのために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの早期発見に努める。

いじめはどこでも起こりうるとの認識のもと、いじめの発見や通報を受けた場合には、いじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応し、被害生徒を必ず守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、社会性の向上等、加害生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。また、必要に応じて県教育委員会、警察署等の関係機関と連携を取り、その対応に当たる。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

「いじめは、だれにでも、どの場でも起こりうる」という認識のもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が共通理解をもって取り組む。

(1) いじめについての共通理解

ア 学校生活アンケート、いじめアンケートの実施

イ アンケートを基にした「個人面談」の実施

- ・回答を利用し、生徒の状況やいじめと疑われる事象に関して、教職員が状況を正確に把握するために実施する。

ウ アンケートを基にした「いじめ防止対策委員会」の実施

エ 全職員による研修会の実施

- ・学校のいじめ防止基本方針について周知徹底する。
- ・いじめに関する教職員の共通認識を図るために実施する。
- ・必要に応じて外部講師を招聘し、専門的な知見を教職員で共有する。
- ・発達障がいや性同一性障がい等、特別な配慮を必要とする生徒に関する情報を共有し、教職員へ正しい理解の促進を図る。
- ・いじめ防止対策委員会が企画し、実施する。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成（規範意識の向上や道徳的実践力の育成）

ア 総合学科の特色を活かし、体験的・体系的なカリキュラムの中で、思考力・判断力・表現力を深化させ、主体性・積極性・貢献する心を育成する。

イ 地域との繋がりを実感できるボランティア活動を実施する。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア 自他をかけがえのない存在として個性を尊重し、相手の立場に立ってものを考えることの大切さを実感できる学習体験・部活動を実施する。

イ 指導やサポートの在り方を高める職員研修を実施する。

ウ 特別な配慮を必要とする生徒に関する情報共有し、適切なサポートを共通認識する研修を実施する。

エ 全ての生徒がいきいきと参加できる授業、学校生活のあらゆる場面で活躍できるためのサポートを行い、いじめ等の諸問題の未然防止につなげる。

オ いじめ防止の観点から、部室の管理等を徹底する。また、より良い環境で部活動等の諸活動を行うために、関係施設（グラウンド、体育館等）の使用法や物品の管理等についても指導を行う。好ましい人間関係の構築を目指し、お互いが個性を認め合い、協働できる機会を提供し、顧問が中心となって指導を行う。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

早期発見が、いじめ対応の前提であり、保護者や教職員、そして全ての大人が協力・連携するために、生徒の些細な変化に気づく力を高めることが肝要である。いじめは、大人の目に付かない時間や場所、SNS 等を含めた手段に実態があることを認識する。一見ふざけ合いであっても、実際には被害が生じていることもあり、背景にある事実を各家庭や学校で調査・聞き取りを行い、些細な兆候であっても、情報を共有することが重要である。早い段階からの確に関わりをもち、いじめの疑いがあれば、躊躇なく、積極的に調査し、必要に応じて関係諸機関とも連携を図る。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 個人面談・保護者面談

- ① 個人面談（5月・12月） ※「教育相談強調月間」は5月に実施
- ② 保護者面談（7月・12月） ※保護者面談は、生徒、保護者、担任で実施する。

イ アンケートの実施

- ① 学校生活アンケート（いじめアンケート実施月以外の月に実施）
- ② いじめアンケート記名（4月・8月・12月）
- ③ いじめアンケート無記名（6月・10月・2月）
- ④ 家庭用チェックリスト（保護者が記入）（7月・12月）
- ⑤ いじめ早期発見のためのチェックリスト（教師用）（4月）

ウ 担任、副担任及び授業担当者による毎日の状況把握

- ① 出席状況
- ② 授業中の学習状況
- ③ 清掃活動状況

- エ 年次会での生徒情報交換
- オ 修学支援委員会での生徒情報交換
- カ 相談ボックス・相談フォームの設置及び周知、点検
- キ 相談窓口等の周知（SOSの出し方教育）

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（１）基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を中心として行う。

けんかやふざけ合いであっても、被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、いじめられたことを表出できない生徒やインターネットを利用したいじめに関しても保護者と情報を共有し、事案に応じて、教育委員会や関係諸機関と連携しながら対応する。

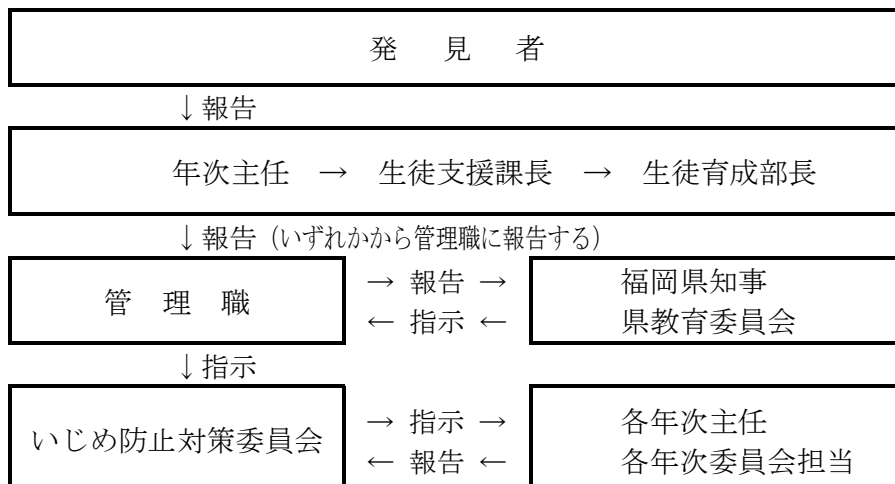
（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア いじめの疑いのある行為の発見・通報

- ① 被害生徒の安全を確保する。
- ② いじめ防止対策委員会（管理職）へ報告し、指示を仰ぐ。
- ③ いじめ防止対策委員会の指示のもと、被害生徒と加害生徒及び周囲の生徒から個別に状況を確認する。
- ④ 部活動において顧問等が、いじめ発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。

イ 組織的対応

- ① 全ての情報は、いじめ防止対策委員会で集約し、いじめの認知を行う。その後の対応を検討・実施し、教職員間で情報共有し対応する。
- ② いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から第一報を入れ、いじめられている生徒の安全・安心が第一という観点を持ち、対応について協議する。
- ③ 部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も同様の対応を行う。
- ④ いじめられている生徒やその保護者に対して真摯に対応するとともに、該当するいじめ行為が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、所轄警察署や専門機関と相談して対処する。
- ⑤ 部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応を周知する。
- ⑥ 事実確認の結果は、県教育委員会に報告する。



(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ア いじめられた生徒への心身のケアを養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し行う。
- イ いじめられた生徒に非はないことを伝え、自尊感情を高めるよう留意する。
- ウ いじめられた生徒の個人情報等、プライバシーには十分留意する。
- エ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、安全・安心を支える体制をつくる。
- オ いじめられた生徒の保護者には、いじめの状況について本校が把握している情報を丁寧に伝え、今後の学校の方針等を伝える。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ア いじめた生徒から状況を聴き取り、なぜいじめに至ったのかを考えさせ、自らの行為の責任を自覚させる。
- イ いじめた生徒に対して、個別に特別な指導を行う。
- ウ いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- エ 養護教諭、スクールカウンセラー、専門家等と連携し、再発防止のための指導を行う。
- オ いじめた生徒の保護者に、いじめの状況と保護者として留意してもらいたい点を的確に伝え、家庭での指導及びサポートを促す。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめの観衆として積極的に是認している生徒に対して
 - ① 当該のいじめを囃し立てるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ② 当該のいじめを自分の問題として捉えさせる指導を個別に行う。
- イ いじめの傍観者として暗黙的に支持している生徒に対して
 - ① 当該のいじめを自分の問題として捉えさせる指導を個別に行う。
 - ② 当該のいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ウ クラス・年次に対して
 - ① 話し合いを通して、いじめを根絶しようという態度を養う指導をする。
 - ② いじめの加害者・被害者、及びクラスが互いの関係修復を図り、好ましい集団活動を行うことができる雰囲気をつくるよう指導する。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ア 被害の拡大を避けるため、直ちに削除又は削除依頼を指示する。
 - ① プロバイダ責任制限法に基づいて対処する。
 - ② 必要に応じて、所轄警察署や法務局、諸機関に援助を求める。
- イ SNS等の適正な使用について、保護者の協力を仰ぐ。
- ウ 情報モラル教育を推進する。（規範意識育成学習等）

(7) いじめの解消

いじめは、謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめの解消は、少なくとも次の2つの要件が満たされ、いじめ防止対策委員会において校長が承認する。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、他の事情も考慮して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会の判断により、さらに必要な期間を設定するものとする。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめ行為による、直接的な心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒及びその保護者との面談等により確認する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- 「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

ア 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合は、速やかに県教育委員会を通じて県知事へ報告する。

イ 重大事態の調査主体

県教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

ウ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ① いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先にした調査を実施する。
- ② いじめられた生徒からの状況確認を行う。
- ③ いじめられた生徒の周囲及びいじめた生徒からの状況確認を行う。

エ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ① いじめられた生徒の保護者からの情報、要望、意見等を十分に聴取する。
- ② いじめられた生徒の周囲及びいじめた生徒からの状況確認を行う。

（2）調査結果の提供及び報告

ア 調査結果の提供

- ① 調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等を保護者へ適切に提供する。
- ② 質問紙調査（アンケート等）により得られた内容については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合がある旨を、調査対象となる生徒やその保護者に伝える。

イ 調査結果の報告

調査結果には、今後の同種の事態防止策や保護者の所見を記し、県教育委員会を通じて県知事に報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

（1）組織の名称 「いじめ防止対策委員会」

（2）いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

ア 「いじめ防止対策推進法」第22条に係る組織について

- ① 本組織は、学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。
- ② 各学期の取組について、長期休業等の期間中に評価及び修正を行う。

- ③ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ④ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- ⑤ いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開き、いじめに関する情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
- ⑥ 学校いじめ防止基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ア 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- イ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となった行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。
- ウ 事実関係を明確にする際には、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。
- エ 当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。
- オ 調査にあたっては、県教育委員会と連携し、いじめ防止対策委員会が行う。

7 学校評価

- ア いじめの未然防止に向けて、客観的指標（生徒の意識調査：学校生活アンケート）を用いたアンケートを実施する。
- イ 客観的に把握した実態を踏まえ、いじめ防止対策委員会は行動計画の見直しについて検討する。
- ウ 取組を評価する職員アンケート（点検と見直しのためのチェックシート）を実施する。
- エ 職員アンケートの結果を踏まえて、取組や計画の点検・見直しを実施する。
- オ いじめ防止対策委員会に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーターに入っただき、取組に対する評価や検討を実施する。